

第9期市町村分別収集計画

(容器包装リサイクル法)

令和元年7月

有田町

有田町分別収集計画

令和元年7月1日

1 計画策定の意義

環境負荷を低減するとともに、一般廃棄物の減量化、資源化を推進することにより循環型社会の構築が必要である。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、生活環境の保全等を履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、最終処分場の延命化が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他の色)、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	713 t	703 t	694 t	684 t	675 t

※) 法とは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」をいう。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

- ・クリーン推進員を各区に設置し、町民の適正な分別排出を推進する。
- ・「ごみ出しカレンダー」「ごみ分別ポスター」「ごみ分別読本」の全戸配布や、広報誌等の配布により、分別収集や分別方法の徹底を図り、もえるごみ等への容器包装廃棄物の混入を防ぐことにより、リサイクルを推進する。
- ・リサイクルデー事業の実施
段ボール、飲料用紙製容器、その他の紙製容器包装等を防災広場等で毎月1回回収を行い、分別の徹底によるごみの減量化及びリサイクル率の向上を図る。
- ・環境教育、啓発活動の充実
ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の現状、最終処分場のひっ迫等、ごみ処理の状況についての情報を提供し認識を深めてもらう。
さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、有田町が有する選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲料用 カン	資源物
主として ガラス製の容器 ┌ 無色のガラス製容器 ├ 茶色のガラス製容器 └ その他の色のガラス製容器	飲料用及 び飲食用 ビン	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳パック	
主として段ボール製の容器	ダンボール	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	令和 2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	5.9t		5.9t		5.9t		5.9t		5.9t	
主としてアルミ製の容器	16.0t		15.9t		15.8t		15.8t		15.7t	
無色のガラス製容器	(合計) 7.7t		(合計) 7.7t		(合計) 7.7t		(合計) 7.6t		(合計) 7.6t	
	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)
	7.7t	0.0t	7.7t	0.0t	7.7t	0.0t	7.6t	0.0t	7.6t	0.0t
茶色のガラス製容器	(合計) 18.8t		(合計) 18.8t		(合計) 18.7t		(合計) 18.6t		(合計) 18.6t	
	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)
	18.8t	0.0t	18.8t	0.0t	18.7t	0.0t	18.6t	0.0t	18.6t	0.0t
その他のガラス製容器	(合計) 25.3t		(合計) 25.2t		(合計) 25.1t		(合計) 25.0t		(合計) 24.9t	
	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)
	25.3t	0.0t	25.2t	0.0t	25.1t	0.0t	25.0t	0.0t	24.9t	0.0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.2t		0.2t		0.2t		0.2t		0.2t	
主として段ボール製の容器	30.4t		30.3t		30.2t		30.1t		30.0t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 7.2t		(合計) 7.2t		(合計) 7.2t		(合計) 7.2t		(合計) 7.1t	
	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)
	0.0t	7.2t	0.0t	7.2t	0.0t	7.2t	0.0t	7.2t	0.0t	7.1t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しよゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 26.9t		(合計) 26.8t		(合計) 26.7t		(合計) 26.6t		(合計) 26.5t	
	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)
	5.7t	21.2t	5.6t	21.2t	5.6t	21.1t	5.6t	21.0t	5.6t	20.9t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{平成 28・29・30 年度の分別基準適合物等の収集実績の平均値} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の予測人口を基に設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
20,240人 (対前年度比)	20,159人 (対前年度比)	20,080人 (対前年度比)	20,003人 (対前年度比)	19,928人 (対前年度比)
99.59%	99.60%	99.61%	99.62%	99.63%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分		収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	飲料用 カン	資源物	町委託業者による指定日回収	有田町
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	飲料用 及び飲 食用ビ ン			
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	牛乳パック			
	段ボール	ダンボール			
	その他の紙製容器包装	紙製容器	民間業者		
ペット ボトル	ペットボトル	ペットボトル	町委託業者による指定日回収	有田町	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

資源物（飲料用缶、飲料用及び飲食用ビン）、ペットボトルについては、現在有田町リサイクルプラザで分別、圧縮、保管している。

ダンボール、牛乳パック、紙製容器については、有田町リサイクルプラザ（古紙等ストックヤード）で保管している。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分		収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	飲料用 カン	資源物	町指定袋	2 t パッ カー車	有田町 リサイク ルプラザ (選別・圧 縮・梱包 施設)
アルミ製容器					
無色のガラス製 容器	飲料用 及び飲 食用ビ ン				
茶色のガラス製容 器					
その他の色のガラ ス製容器					
飲料用紙製容器	牛乳パック	ひもで括 る	直接搬入	有田町リ サイクル プラザ(古 紙等スト ックヤード 保管)	
段ボール	ダンボール				
その他の紙製容器 包装	紙製容器				
ペットボトル	ペットボトル	町指定袋	2 t ダン プ車・軽 トラック	有田町 リサイク ルプラザ	

施設概要

- ・有田町リサイクルプラザ

取扱品目 スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他の色のガラス製容器、ペットボトル

処理能力 2 t / 日

処理方法 選別、圧縮、梱包

- ・有田町リサイクルプラザ(古紙等ストックヤード)

取扱品目 飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装

保管面積 1 6 0 m²

処理方法 保管

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。
- ・地区団体及び学校関係による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器及びその他の紙製容器包装等については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。